

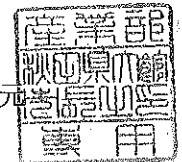
森林施業計画認定書（変更）

認定番号 大19-21（変1-20）（変2-21）（変3-22）

平成22年 5 月 25 日

大館市字中城 20 番地
大館市長 小 畑 元 様

大館市長 小 畑



森林法第12条第1項（第12条第2項）の規定により、平成22年5月21日に
請求のあった森林施業計画の変更計画については、これを適正であると認定する。

なお、森林施業計画の実行にあたっては、下記に留意すること。

記

1. 森林法第12条第1項及び第2項の規定の変更にあたる場合には、森林施業計画の変更認定請求を行うこと。
2. 森林法第14条の規定により、認定森林所有者等は、災害その他やむを得ない理由による場合を除き、当該森林施業計画の対象とする森林の施業について当該森林施業計画を遵守しなければならない。
3. 森林法第15条の規定により、認定森林所有者等は、当該森林施業計画の対象とする森林につき立木の伐採又は造林をした場合その他農林水産省令で定める場合には、認定権者にその届出書を提出すること。